

傍聴要領(遵守事項)

沖縄県都市計画審議会

1.傍聴する場合の手続き

- (1)会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会議会場受付で氏名及び住所又は所属機関名を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室して下さい。
- (2)会議の受付は、先着順で行い定員になり次第終了いたします。

2.会議の秩序の維持

- (1)傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局の指示に従って下さい。
- (2)傍聴希望者が3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは退場して頂きます。
- (3)傍聴希望者が3の規定に違反するおそれがあると認められる場合は、傍聴を許可しないことがあります。

3.会議を傍聴するに当たって守るべき事項

- (1)会議開催中は、着席の上、静粛に傍聴し、みだりに席を立たないこと。
- (2)拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3)私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (4)会議において、飲食または喫煙しないこと。
- (5)会議において、写真撮影、録画、録音等をおこなう場合には、審議会の会長の許可を得ること。
- (6)その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4.新型コロナウイルス感染症拡大防止のご協力について

(1)自宅での健康チェック

次の項目に該当する方は、傍聴の自粛をお願いします。

- ① 発熱の症状がある方(体温37.5度以上)
- ② 風邪の症状のある方
- ③ 過去 14 日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ④ 感染拡大している地域や国への訪問歴が 14 日以内にある方

(2)高齢者や基礎疾患のある方

体調に不調がある場合は、かかりつけ医や保健所に相談と傍聴の自粛をお願いします。

(3)会議での感染者発生時に備えたご協力について

- ① 傍聴にあたり、受付にて体温測定や、氏名、連絡先等の記入、提出
- ② 会議参加者で感染者が出た場合における保健所の聞き取り調査
- ③ 濃厚接触者となった場合、接触してから 14 日間を目安に自宅待機
- ④ 新型コロナウイルス接触確認アプリの利用

- (4)会場では、ご自身でのマスク着用をお願いします。また、消毒液を配置しますので、ご利用下さい。傍聴席も間隔を空けて用意しますので、ご協力をお願いします。